

平成十七年十一月四日受領
答弁第五二二号

内閣衆質一六三第五二号

平成十七年十一月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省作成文書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省作成文書に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のような法令は存在しない。

二について

「政・官の在り方」（平成十四年七月十六日閣僚懇談会申合せ）については、「政」と「官」の適正な役割分担と協力関係を目指すための方針として取りまとめたものであり、特定の国会議員を想定して作成したものではない。

三について

御指摘の趣旨の文書（以下「本件文書」という。）を作成したことは事実である。

四について

本件文書は、作成時において「秘」に指定されていたが、既にその指定は解除された。

五について

本件文書については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基

づく開示請求があり、同法の規定に従って開示の決定を行った。

六について

本件文書の内容が報道された経緯については、確認されていない。